

市政だより

# おおむら

監査公表  
特別号

## 監査公表

### 大村市監査公表 第1号

○ (ここをとじてください) ○

地方自治法第一九九条第三項の規定に基づき定期監査を執行したので、同条第八項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

昭和53年5月17日

大村市監査委員 渡辺 栄

同 林田 安彦

#### 1 監査の対象

建設部	建築課
〃	土木課
〃	下水道課
經濟部	農林水産課

#### 2 監査の時期

自 昭和五十三年二月三日  
至 昭和五十三年四月二十日

#### 3 監査の結果 次のとおり

#### 〔まえがき〕

今回の監査は主として、昭和五十二年(四十二)月の事務事業を対象とし、必要に応じては前年度以前にさかのぼり契約の事務処理状況、財産の取得及び管理の状況及びその他について実施した。

監査の結果は、おおむね適正な処理がなされていたが、以下述べる事項については改善是正を要すると思料されるので検討されたい。

#### 各課 共通事項

#### 1 指名競争入札の参加資格の決定の公示と資格審査について

地方自治法施行令第一六七条の十一第二項の規定によれば、市長は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めてこれを公示しなければならないことになっているが、本市の場合は公示を行わず、慣例により主として入札参加希望者の自主的な申請により指名に必要な名簿の作成をしている。

しかし、現在の当市の工事量からして従前の慣例により事務処理を行うことは適当でない。法の示す事務処理を行うことにより指名競争入札制度の一層の明瞭化を図るべきであると思料する。

#### 2 競争入札に付する場合の予定価格調書の作成者について

予定価格調書の作成状況は各課ともほとんどの工事が事業担当課長において作成されている。(予定金額によりまれに部長又は市長が作成者になっている。)大村市財務規則第一〇九条の規定によれば、予定価格調書は市長が作成することになっており、この間の委任関係がはっきりしない

表 1 工 事 委 託 契 約 状 況 (昭和52年度4月~12月)

課 別	工事契約額 100万円以上		委託契約 件数 (b)	計 (a)+(b)	予 定 価 格 調 書 作 成 者				備 考
	契約件数	監査対象 数 (a)			市 長	部 長	課 長	計	
建 築 課	100	54 (50万~ 100万未満 18件を含む)	13	67	3	7	53	63	随意契約 4件 { 工 事 1 委 託 3
土 木 課	175	82	11	93			87	87	随意契約 6件 { 工 事 0 委 託 6
下 水 道 課	28	18	2	20	1	4	15	20	
農 林 水 産 課	95	47	35	82			30	30	随意契約 52件 { 工 事 17 委 託 35
計	398	201	61	262	4	11	185	200	

ので実体に副って明確にする  
よう検討されたい。

3 入札保証金及び契約保証  
金としての代納担保の取扱  
いについて

入札保証金及び契約保証金  
としての代納担保物件として

市長は定期預金証書を認め、その取扱いについて ①  
満期日到来のもの ②支払場所が市内のもの ③質権  
の設定 ④当該銀行の承諾を証する確定日付を付する  
ことの条件をつけているが、この条件を欠けるまま受  
理されたものが散見されており適当でない。基本的な  
検討が必要であると思料する。

4 履行確認のための監督又は検査について

請負契約等を締結した場合には契約の適正な履行を  
確認するため監督又は検査をしなければならぬこと  
になっている(地方自治法第二三四条の二)が、当市  
の場合監督員については設計をした者が監督員となる  
ということ処理されている。責任を明確にする上か  
ら監督員がだれであるかを明確にしておくことが適当  
であると思料する。また監督に従事した場合の記録  
(監督日誌)の整備が不十分であり、課によって取扱  
いが異っているので基準を設け統一的な処理をするこ  
とが適当であると思料する。更に検査員については国  
・県の補助事業については、任命行為が行われている  
のが確認されたが市単独事業については、これを欠く  
ものが多くみられたので補助事業・単独事業の区別な  
く職務命令を発すべきであると思料する。

5 歳入の調定及び収入の通知の事務処理について

このことについては大村市財務規則第三十条から第

三十九条までに詳細に規定さ  
れているが後述べるように  
各課の事務処理について適当  
でないものが多々見受けられ  
たので調定関係事務処理の基  
本について関係職員の再教育  
を実施する方向で検討された  
い。

6 備品台帳の整理について

物品取扱員は購入、保管転  
換、専用の決定等により備品  
を受け入れたとき又は異動等  
により、前任者よりその保管  
する備品を引き継いだときは  
備品台帳の相当欄に氏名、受  
領印を押すことになっている  
が、職員の異動に伴う使用者  
名の変更整理が行われていな  
いもの或いは使用責任者名が  
記入されていないもの又は印  
洩れのものが見受けられた。  
物品会計規則に定める要領に  
より処理されたい。

建 築 課

1 組織及び  
職員の配置  
状況

当課は主として公営住宅の建設及び市営・県営住宅の維持管理を担当するとともに市の建設工事全般の計画設計及び建築確認申請事務等を所管する課である。昭和五十三年二月一日現在における職員の配置状況は次のとおりとなっている。

組 織 及 び 職 員 配 置 状 況

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長		1				1
住 宅 係	3		2			5
建 築 係		3		2		5
計	3	4	2	2		11

2 設計委託契約について

① 設計委託契約に際しての現場説明事項によれば入札保証金を徴収しないことで処理されているがその理由が明確でない。工事請負契約と同等の取扱いをし、免除事項に該当するもの以外は免除できないものと解すべきである。

② 同じく現場説明事項によれば完成保証人は市の承認する者二名と指示しておりながら委託契約書においては保証人の記載がない。基本的な考え方を明確にして契約をすべきである。

3 住宅使用料関係について

① 大村市営住宅条例第十条に規定する請書について

入居手続きの一つとして保証人連署による請書を提出することとし、その様式には規則で保証人の職業、月収及び勤務先の証明を記載するように定めているがこの取扱について給与所得者等については勤務先の証明を付することになっている。しかし、自営業者などの場合勤務先の証明が得られないところから これら給与所得者以外の保証人についてはその保証人自身が月収何円也と記入し署名捺印することにより証明が行われているが取扱いに統一を欠くものと思料されるので検討されたい。

② 滞納分住宅使用料の事務処理について

督促状発付後の住宅使用料については税務課にお

いて処理することとして督促状控を税務課に送付しているが、税務課では住宅使用料収納簿が建築課に保管されている関係上、外勤徴収前のチェックが随時できないということ等から控は税務課徴収係の手許に保管されたままとなっており、年二回程度の催告状の発付以外は具体的な滞納者への接触は行われていない。また滞納整理の場合は建築課職員が同行することで行われており、税務課において滞納整理を行うという実効が挙げられているとは判断されない。速かな検討が必要と思料する。

③ 雑入の調定について

ウ 大村市営住宅条例第二十七条に規定する損害賠償額について

収納簿を調査するに、昭和五十一年度分所屬するものと考えられるものを昭和五十二年分計に上したり、また収納番号の取扱いについて空欄(欠番)のまま収納したり、記事欄で納入期限等の記入がない等初歩的な誤りが散見された。合規の処理をされたい。

(イ) 駅前併存店舗敷地料について

貸付に関する指令書(許可書)によれば、使用料は一カ月三〇、五六六円となっており文面からいえば毎月納入と解されるのに三カ月分まとめて収納されている。三カ月分一括納入ならその旨許可書の中に表示すべきである。また告知書発行日及び納入期限の明示がない。許可書の中に納期の指定をするともに合規の処理をされたい。

土木課

1 組織及び職員配置状況

当該は、道路、河川及び港湾その他土木に関する事項並びに都市計画に関することを主として所管する課であり、昭和五十三年二月一日現在の職員の配置状況は次のとおりである。

2 大村市造園組合長と樹木管理委託契約で代金支払いを契約締結後乙(大村

組織及び職員配置状況

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長		1				1
庶 務 係	7					7
管 理 係	1		2			3
土 木 係		7		1		8
整 備 係		6			4	10
都 市 計 画 係		3		1	2	6
計	8	17	2	2	6	35

市造園組合長)の請求により支払う(第三条)と規定しているが代金支払いの時期及び額はその契約金額(二、二〇〇千円)及び契約期間(五二・四・一五三・三三十一)からして部分払いを考慮した明示をしておくのが適当と思料する。

3 道路占用料収納事務取扱について

道路占用料等は、大村市道路占用料等徴収条例の定めるところによるが許可の際全額を徴収すべきものが許可日を相当期間経過して収納し、或いは監査時点で未納となっているものが見受けられた。また占用の期間が一年を超えるものについて年度区分を間違ったもの、或いは未納となっているものがあつた。さらに収納簿に記入洩れのもの一件があつたが、これらは納入通知をした時点で別帳簿(補助簿)に記入し、納入された時点で収納簿に登録するという方法をとっているためにおこっているものと思料される。合規の方法に改善されたい。

4 都市公園使用料収納事務取扱について

都市公園使用料は、大村市都市公園条例に定めるところにより原則として許可の際納入させることになっているが、許可日から相当期間経過後納入されており適当でない。  
同条例第十一條第三項ただし書の規定により別に納期を指定するとすれば、その旨を収納簿に記載しておくべきである。

下水道課

1 組織及び職員配置状況

当該は公共下水道事業及び都市下水道事業を担当する課で、昭和五十二年一月十六日部制施行とともに従来の下水道建設室が課に昇格した新しい課であり、目下施設の建設中のあるところである。昭和五十三年二月一日現在の職員の配置状況は次のとおりである。

組織及び職員配置状況

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長		1				1
業 務 係	2		2			4
施 設 係		9		1		10
計	2	10	2	1		15

2 ①大村市浄水管理センター水処理施設建設工事及び②大村市浄水管理センター沈砂池ポンプ室建設工事について

①については当初契約三九八、〇〇〇千円のものが増し打ち等の追加工事が必要となり九・七五増の四三六、八〇〇千円に契約変更したものの。

②については、当初契約三〇〇、〇〇〇千円のもの①の結果により二七％減の二一九、三〇〇千円に契約変更したものである。いずれも設計委託し、発注したものであるが地盤の調査不十分のため増或いは減の変更になったものである。

今後の設計については事前調査を充分行う等により万全を期せられたい。

農 林 水 産 課

1 組織及び

職員の配置

状況

当課は農業

林業及び水産

業に関する事

項を担当する

課であるが昭

和五十三年二

月一日現在の

職員の配置状

況は次のとお

りである。

2 補助金関

係について

① 新農政

推進特別

対策事業

(い) (い)

組 織 及 び 職 員 配 置 状 況

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長		1				1
庶 務 係	4					4
農 林 係	1	6				7
畜 産 係		2	1			3
振 興 係	2	4				6
耕 地 係		5	1	1		7
水 産 係	2					2
計	9	18	2	1		30

補助金について

事業着手報告書で請負の場合は入札てん末書(随契理由書)及び契約書を添付することになっているが、入札てん末書(随契理由書)の添付がない。また完成報告書には完成写真を添付することになっているが添付されていない。是正されたい。

② 浅海増殖事業(バカ貝養殖)補助金について

当初の申請は三〇〇、〇〇〇円で実績報告では三〇一、二三〇円となっている。事業計画内容の変更或いは経費の配分の変更は市長の承認を受けて行うべきものと思料する。なお、検査調査では「計画どおり完了したことを認める」と表示があり実績とは相違することになる。

類似のもので沈船魚礁補助二五〇、〇〇〇円にも見られる。

③ 内水面漁業振興事業(あゆ採苗)補助金について

大村市農林水産業振興事業補助金交付要綱によれば、内水面漁業振興事業(漁協が行う稚魚購入費、放流経費魚道改良事業費)についての補助率は1/2以内となっているが本補助率は1/2補助率で決定されて

いる。これはその他農林水産振興事業に該当するものとして、市長がそのつど認める額ということで決定したとのことであるが根拠となる書類はなく適当ではない。基本決裁をした上で執行すべきと思料する。

3 放牧場預託料の収納について

大村市牧場条例第七条によれば預託料は毎月分をその月の末日（搬出する月については搬出の日）までに納入しなければならぬことになっているが実際の収納は一カ月半から二カ月程度遅れており督促等の形跡もみられない。これは、牧場の管理等の委託先である大村市農業協同組合から預託牛及び搬出牛の月報を徴することにより納入通知書

牧 場 預 託 状 況

区 分	受 託 頭 数	返 還 頭 数	受 託 現 在 数	預 託 料 収 入 済 額
月 別	頭	頭	頭	円
前 年 度 末			85	
昭 和 5 2 年 4 月	6	10	81	316,500
5 月	3	19	65	273,360
6 月	15	2	78	251,210
7 月	4	5	77	291,610
8 月	7	6	78	282,560
9 月	5	11	72	276,530
10 月	8	4	76	278,770
11 月	11	9	78	266,210
12 月		2	76	280,090
計	59	68	76	2,516,840
昭 和 5 1 年 度	73	76	85	3,632,890

を発行することに原因していると考えられるので、これの改善をはかり合規の処理を行われたい。

4 市有農道占用許可及び放牧場一部占用許可に係る使用料の歳入科目が財産収入(十二款一項一目一節)として取扱われているが、一方大村市漁協及び大村湾東部漁協に使用許可している行政財産の使用料は使用料及び手数料(九款一項一目三節)で取扱われており取扱いに統一性がない。是正する方向で検討されたい。

5 市有農道占用許可における使用料徴収に際しての根拠法令で道路占用料等徴収条例を準用したり、行政財産使用料条例を適用したりして統一を欠いている。是正されたい。

6 共立ハドソンに対する市有農道占用許可で、昭和五十二年三月二日から昭和五十三年三月三十一日まで一年一カ月の許可を行いその使用料徴収については昭和五十二年の歳入として処理しているが、昭和五十二年三月にかかる分は昭和五十一年度歳入として徴収し年度を区分すべきである。(以上)